

第1回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会 会議録

日 時：平成16年12月24日(金)

午後1時30分

場 所：弘前市民会館 大会議室

出席者

会 長 金 澤 隆

副会長 田 中 元 山 内 良 衛

委 員

弘前市

藤 田 喜代一 町 田 藤一郎 藤 田 隆 司 長 内 正 宏 新 戸 部 満 男

石 木 田 正 三 郎

岩木町

村 上 忠 幸

小 山 内 稔

石 田 純 一

對 馬 孝 夫

石 田 芳 美

山 城 正 子

相馬村

成 田 柁 雪

清 野 一 榮

栗 形 昭 一

山 崎 隆 穂

宮 川 正 道

三 上 昇

青森県

木 村 宗 敬

監査委員

對 馬 隆 治

澤 田 榮 治

会議項目

報告事項

- (1) 報告第 1 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約について
- (2) 報告第 2 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会議運営規程について
- (3) 報告第 3 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会幹事会規程について
- (4) 報告第 4 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事務局規程について
- (5) 報告第 5 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会財務規程について
- (6) 報告第 6 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について
- (7) 報告第 7 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会専門部会規程について
- (8) 報告第 8 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の公務災害補償等について
- (9) 報告第 9 号 平成 1 6 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画について
- (10) 報告第 10 号 平成 1 6 年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算について

協議事項

- (1) 協議第 1 号 合併協定項目について
- (2) 協議第 2 号 事務事業の協議方針について
- (3) 協議第 3 号 合併の方式について
- (4) 協議第 4 号 新市の名称について
- (5) 協議第 5 号 新市の事務所の位置について
- (6) 協議第 6 号 合併の期日について
- (7) 協議第 7 号 財産及び債務の取扱いについて
- (8) 協議第 8 号 慣行の取扱いについて

平成 1 6 年度会議スケジュールについて

第 2 回協議会の協議事項

- (1) 協議第 9 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- (2) 協議第 10 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- (3) 協議第 11 号 地方税の取扱いについて
- (4) 協議第 12 号 使用料・手数料の取扱いについて
- (5) 協議第 13 号 公共的団体等の取扱いについて
- (6) 協議第 14 号 補助金・交付金等の取扱いについて
- (7) 協議第 15 号 地域審議会等の取扱いについて
- (8) 協議第 16 号 新市建設計画について

事務局長

ただいまから、第1回弘前・岩木・相馬市町村合併協議会を開催いたします。私は本日の司会進行役を務めさせていただきます事務局長の須藤といたします。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に皆様にご報告申し上げます。

本日お集まりいただきました3市町村におかれましては、12月15日にそれぞれの市町村議会で弘前・岩木・相馬市町村合併協議会の設置議案について可決いたしております。これを受け12月16日に3市町村長で調印を行い正式に協議会が設置されました。設置にあたっては規約を定め、その規約の第6条第1項に基づいて、協議の結果、当協議会の会長に弘前市の金澤市長が就任いたしております。さらに規約第7条第1項に基づき、岩木町の田中町長、相馬村の山内村長には副会長を務めていただくことになっております。以上ご報告申し上げます。

それでは委嘱状の交付を行います。

(委嘱状交付)

事務局長

それではここで会長からごあいさつがございます。

会長

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会の会長を務めさせていただくことになりました金澤でございます。

第1回の会議の開催にあたりごあいさつを申し上げます。

本日はご多用のところご出席いただきましてありがとうございます。またみなさま方には協議会の委員をお願いいたしましたところご快諾いただきまして厚くお礼を申し上げます。

この度3市町村は長期的な視点に立った新市の誕生をめざして、議会の議決を経て12月16日に法定協議会を設置し、本日ここに第1回目の協議会を開催する運びとなりました。

本日お集まりの委員各位をはじめ、地域住民の皆様や各市町村の議会、さらには関係機関、団体のご理解とご支援に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

今後は実り多い合併が成就されるよう、限られた時間ではございますが、来年3月の県知事への申請に向け、十分な協議を重ねてまいりたいと思っております。委員のみなさま方のお力添えとご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議では協議会の規約や16年度事業計画、歳入歳出予算などの報告事項に引き続き、合併協定項目や合併の方式など8件についてご協議いただきこととしております。委員の皆様には忌憚のないご意見やご提言をお願い申し上げます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局長

ここで会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

事務局長

それでは次第に従いまして会議を進めさせていただきますが、ここで本日の会議の流れをご説明申し上げますので、次第をご覧いただきたいと思っております。

このあと次第4の報告事項、次第5の協議事項と進みますが、次第5の協議事項が終了した時点で、15分ほど休憩を入れさせていただきたいと考えております。休憩のあとで次第6と7を行うこととしたいと思いますのでよ

ろしくお願いいたします。

それでは規約第 11 条第 2 項により会長に議長をお願いいたします。

議長(会長)

しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それではまず次第 4 の報告事項でございます。

(1) 報告第 1 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約についてから
(7) 報告第 7 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会専門部会規程について
までの規約及び各種規程については、関連がありますので事務局から一括して説明をいたします。事務局。

事務局

それでは資料 1 の 2 ページをお開きいただきます。

報告第 1 号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会規約でございます。

この規約は、当協議会の基本となるもので、去る 12 月 16 日に市町村長の協議により正式にご決定いただいております。

条文の主な内容をご説明申し上げます。

第 1 条は、合併協議会の設置について、第 2 条は、合併協議会の名称について定めたものであります。

弘前市、岩木町及び相馬村の 1 市 1 町 1 村で合併協議会を設置し、その名称を「弘前・岩木・相馬市町村合併協議会」とするものであります。

第 3 条は、協議会の担当事務について定めたもので、1 関係市町村の合併に関する協議、2 新市建設計画の作成、3 その他、合併に関し必要な事項を行うものであります。

第 4 条は、協議会の事務所について定めたもので、弘前市役所に置くものでございます。

第 5 条から第 8 条までは、協議会の組織について定めたものであります。

協議会は、会長と委員をもって組織し、先ほど申しましたが、会長には、弘前市の金澤市長が就任してございます。

また、協議会に委員の中から副会長 2 名を置き、会長以外の市町村長を充てることとしており、これも先ほど申し上げましたが、岩木町の田中町長、相馬村の山内村長が就任しております。

職務代理の順序も、この順序となっております。

次に、委員の構成は、

- (1) は、会長以外の町村長 2 名
- (2) は、助役さん又は特別職も含む職員、各市町村 1 名で 3 名
- (3) は、関係市町村の議会の議長、3 名
- (4) は、関係市町村の議会の議員が、各市町村 2 名で 6 名
- (5) は、学識経験者が、各市町村 2 名で 6 名
- (6) は、青森県企画政策部市町村振興課長を加え、合計 21 名となり、会長及び委員の総数は 22 名でございます。

第 9 条から次のページの第 11 条までは、協議会の会議について定めたものであります。

協議会の会議は会長が招集し、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができることとしております。

また、会議の定足数や、会議は原則として公開することなどを定めております。

第 12 条及び第 13 条は、協議会の内部組織について定めたもので、協議会に幹事会を置くほか、協議会の事務を処理するため事務局を置くこととしております。

幹事会は、協議会に提案する事項について、協議又は調整を行うためのも

のでございます。

第14条は、協議会の運営経費について定めたもので、関係市町村の負担金とその他の収入をもって充てることとしております。

第15条は、協議会の財務に関する事項は、会長が定めるとするものでございます。

第16条は、監査について定めたもので、協議会の出納の監査は、先ほどご紹介いたしました、岩木町の代表監査委員の対馬様と、相馬村の代表監査委員の澤田様にお願いするものでございます。

第17条は、会長、委員及び監査委員の報酬及び費用弁償について定めたものでございます。

第18条は、協議会を解散した場合の措置について定めたものでございます。

第19条は、規約に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、会長が定めるとするものでございます。

最後は附則でございしますが、この規約は告示の日から施行することとし、法定協議会設置の調印を行いました12月16日から施行しております。

次に、4ページをご覧ください。

報告第2号の会議運営規程でございします。

第2条は、議事の進行について定めており、議事は全会一致を持って進めることを原則とするものでございます。

第4条は、会議の傍聴について定めており、会議は傍聴することができるとしております。

また、傍聴する場合は、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入しなければならないこととしております。次のページには、傍聴人受付簿となっております。

次に、6ページをご覧ください。

報告第3号の幹事会規程でございします。

第3条は、組織について定めており、幹事は、7ページの別表にございしますように、各市町村の合併担当課長となっております。

第4条は、幹事長及び副幹事長について定めており、幹事長は弘前市、副幹事長は、岩木町と相馬村の幹事に決定してございします。

次に、8ページをご覧ください。

報告第4号の事務局規程でございします。

第3条は、組織について定めており、事務局内に総務、計画、調整の三つの班を置くこととしております。

第4条は、職員について定めており、事務局の職員は、事務局長、事務局次長、その他職員からの構成となるものでございします。

なお、事務局職員の名簿は、受付で配布させていただいております。

次に、10ページをご覧ください。

報告第5号の財務規程でございします。

第2条は、歳入歳出予算について定めており、第3項で、会長は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を受けなければならないとしております。

ただし、附則の第3項で、協議会設置後最初の会計年度、つまり16年度予算については、関係市町村長が協議のうえ調製し、協議会の最初の会議に報告するものとしております。

予算につきましては、このあと、報告第10号でご説明申し上げます。

次に、13ページをお開きいただきます。

報告第6号の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございします。

第2条で、報酬の額は、日額7,000円とするものであります。

なお、会議運営規程から、ここまでの規程につきましては、いずれも12月16日から施行しております。

次に、14ページをご覧ください。

報告第7号の専門部会規程でございます。

専門部会規程は、幹事会規程に基づいて幹事長が定めるもので、第2条及び第3条で、専門部会は専門的な調査及び検討を行うために、15ページの別表の50部会を設置するものでございます。

なお、協議会、幹事会、専門部会及び事務局の業務分担につきましては、受付で配布させて頂きました「組織図」をご覧くださいと思います。

報告第1号から、報告第7号については以上でございます。

議長(会長) ただいま説明申し上げました、報告第1号から報告第7号までについてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、次に(8)報告第8号 弘前・岩木・相馬市町村合併協議会委員等の公務災害補償等について、事務局から説明してください。

事務局

資料1の16ページをご覧ください。

協議会委員等の公務災害補償等の取扱いについてでございます。

協議会委員のうち、議会の議長、議員、学識経験者、監査委員が、協議会の会場への往復通勤途上あるいは会議中に事故があった場合には、公的な災害補償制度の対象となっておりませんので、民間の損害保険会社に加入し補償するものです。

2は、その補償内容となっております。

報告第8号については、以上でございます。

議長(会長) ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、次に(9)報告第9号 平成16年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会事業計画について及び(10)報告第10号 平成16年度弘前・岩木・相馬市町村合併協議会歳入歳出予算については関連がありますので、一括して説明をいたします。事務局。

事務局

資料1の17ページをお開きいただきます。

平成16年度の協議会の事業計画でございます。

事業としては、大きく2項目を予定しております。

1の会議関係といたしましては、協議会、幹事会、専門部会を予定しております。

会議の開催ペースでございますが、協議会は来年の3月までに6回予定しております。

2の事業関係といたしましては、大きく6つとなっております。

(1)、(2)は、新市建設計画に係るもので、計画書本編300部、並びに3市町村の毎戸に配布を予定してござます概要版67,400部の印刷でございます。

(3)は、電算システム分析調査業務委託でございまして、この業務は、電算システムの統合のための課題や対策、統合スケジュールの策定、並びにシステムやデータ移行、ネットワークの設計となっており、業務は専門の業

者に委託するものでございます。

(4)は、新市例規策定等支援業務委託でございまして、新市における例規原案を作成するための事業で、本業務についても、専門の業者への委託を予定しております。

(5)、(6)は、それぞれ協議会だよりの発行とホームページの開設等でございます。

協議会だよりは協議状況等を住民のみなさんにお知らせするため、関係市町村の毎戸に配布するもので、4回の発行を計画しております。

事業計画は以上でございます。

引き続きまして、当協議会歳入歳出予算についてご説明いたします。

右側、18ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、1款1項1目の負担金は、3市町村の総額で1,740万9千円となります。

3款1項1目の諸収入は、預金利子1千円を計上いたしました。

以上、歳入の総額は、1,741万円となるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款運営費の総額は、203万7千円で、うち1項会議費が155万6千円、2項事務費は48万1千円となっております。

内訳は、説明欄に記載のとおりでございます。

2款の事業費は、1,513万3千円で、事業計画でご説明申し上げました、新市建設計画並びに協議会だよりに係る印刷製本費368万8千円と、電算システム分析調査並びに例規策定支援業務の委託料1,144万5千円となっております。

3款1項1目予備費は、24万円といたしました。

以上、歳出の総額は、1,741万円となるものでございます。

なお、3市町村それぞれの負担金額は、均等割、あるいは印刷部数割りなどで按分した結果、弘前市が1,211万7千円、岩木町は288万5千円、相馬村が240万7千円となっております。

平成16年度協議会の事業計画、並びに歳入歳出予算については以上でございます。

議長(会長) ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、以上で報告事項を終了いたします。

それでは次第5の協議事項に入ります。

(1)協議第1号 合併協定項目についてご協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第1号は、合併協定項目についてであります。

合併協定項目の提案文としては、別紙のとおり提案するもので、別紙として2ページ目に協定項目案をお示したものでございます。

それでは、2ページ目をご覧ください。

合併協定項目(案)でございますが、ここに掲げた項目は、合併が決まった際に調印式を行うわけでございますが、その際に協定する項目の案でございます。

左側の、1合併の方式から、2新市の名称、3新市の事務所の位置、4合併の期日といった合併に関する基本的な事項や、5財産及び債務の取扱いや、

8 地方税の取扱いといった重要な項目、あるいは、合併特例法に規定されており、配置分合などとともに、合併調印後の関係市町村議会において議決をいただく、6 議会の議員の定数及び任期の取扱いや、7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いなどを協定項目にするものでございます。

また、右側の 24 各種事務事業の取扱いでございますが、事務事業調整をした中の住民の皆様にご密接に関係のある 28 項目についても協定項目にするものでございます。

右側の一番下、25 新市建設計画でございますが、当協議会の担当事務として、新市建設計画の作成でございます。合併特例法では、この新市建設計画に定めるべき基本的な事項を四つほど示しております。

一つ目は建設計画の基本方針、二つ目は新市建設計画の根幹となるべき事業に関する事項、三つ目が公共的施設の統合・整備に関する事項、四つ目が財政計画となっております。

この四つの項目を包括した新市建設計画も協定項目とするものでございます。

以上で協議第 1 号の説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので協議に入ります。ご意見がありましたらお願いをいたします。

(なしの声)

議長(会長) ないようですので、お諮りいたします。
合併協定項目については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、合併協定項目については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に(2)協議第 2 号 事務事業の協議方針について、ご協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第 2 号は、事務事業の協議方針についてであります。
事務事業の協議方針の提案文としては、別紙のとおり提案するもので、別紙として 2 ページ目に案をお示ししてございます。

それでは、2 ページ目をお開きいただきます。

事務事業の協議方針(案)でございます。

まず、1 の基本的な考え方でございますが、事務事業調整は 3 市町村が現在行っている全ての事務事業について、現状を踏まえた上で、合併とした場合、新市において当面どのように事務事業を進めていくのかを明らかにするものでございます。

また、新市での速やかな一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけるために行うものでございまして、住民生活に及ぼす影響や行財政効果等を含めて検討したいと考えてございます。

また、事務事業の調整にあたりましては、2に掲げる5つの原則を基に、統一かつ体系的に行うこととし、特に新市の移行期においては、行政サービスや住民負担の急激な変化を避ける、いわゆる経過措置にも十分に配慮することとしております。

2が、協議の基本原則でございます。

1番目の「一体性確保の原則」は、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努めるということでございます。

2番目の「住民福祉向上の原則」は、住民福祉及び行政サービスの維持・向上に努めるというものでございます。

3番目の「負担公平の原則」は、行政格差を生じないように努めるというものでございまして、住民が直接負担する税率や料金については、住民に不公平感を与えないように、十分配慮し調整に努めるというものでございます。

4番目の「健全な財政運営の原則」は、安定した予算編成が行えるように、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスの取れた健全な財政運営に努めるというものでございます。

5番目の「行政改革推進の原則」は、行政改革推進の観点から事務事業の見直しに努めるというもので、スクラップアンドビルドの観点に立った行政改革を推進しながら、これからの自治体の進むべきあり方を視野に入れ調整に努めるというものでございます。

以上で協議第2号の説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、それでは協議に入ります。ご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ないようでございます。

それではお諮りいたします。事務事業の協議方針については、本日の会議で確認をいただきたいと思っておりますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、事務事業の協議方針については、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に(3)協議第3号 合併の方式についてご協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第3号 合併の方式について、協定項目1でございます。

提案文を読み上げます。

合併の方式について、次のとおり提案する。

弘前市、岩木町及び相馬村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

以上が提案内容でございます。以上で協議第3号の説明を終わります。

- 議長(会長) ただいまの説明についてご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。
- (なしの声)
- 議長(会長) ご質問がございませんので、それでは協議に入ります。どうぞご意見をお願いいたします。
- (なしの声)
- 議長(会長) それではお諮りいたします。
合併の方式については、本日の会議で確認をいただきたいと思います、原案のとおりでご異議ございませんか。
- (なしの声)
- 議長(会長) ご異議がございませんので、合併の方式については原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(4)協議第4号 新市の名称についてご協議をいただきます。事務局から説明してください。
- 事務局 協議第4号 新市の名称についてであります。まず提案文を読み上げます。
新市の名称について、次のとおり提案する。
新市の名称は、弘前市とする。
以上が提案内容であります。
以上で協議第4号の説明を終わります。
- 議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。
- (なしの声)
- 議長(会長) ないようでございますので、協議に入ります。どうぞご意見がございましたらお願いいたします。
- (なしの声)
- 議長(会長) ごございませんのでお諮りいたします。
新市の名称については、本日の会議で確認をいただきたいと思います、原案のとおりでご異議ございませんか。
- (なしの声)
- 議長(会長) ご異議がございませんので、新市の名称については原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(5)協議第5号 新市の事務所の位置についてご協議をいただきます。事務局から説明してください。
- 事務局 協議第5号 新市の事務所の位置についてであります。まず提案文を読み上げます。

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。
新市の事務所の位置は、現弘前市役所の位置とする。
以上が提案内容でございます。以上で協議第5号の説明は終わります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問を頂戴いたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませんので、それでは協議に入ります。ご意見がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ご意見がございませんのでお諮りいたします。
新市の事務所の位置については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、新市の事務所の位置については原案のとおりとすることで確認をいただきました。
次に(6)協議第6号 合併の期日について協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第6号 合併の期日についてであります。まず提案文を読み上げます。
合併の期日について、次のとおり提案する。
合併の期日は、平成18年2月27日とする。
以上が提案内容であります。

1枚めくって、2ページをご覧ください。

まず、基本的な考え方でございますが、一つ目として、合併の期日を定めることで、今後合併協議を着実に進めていくための目標設定ができること、二つ目として、新市建設計画の計画期間の始まりの年度を明確にするということでございます。

2は、合併の期日を検討するに当たっての留意事項でございます。

一つ目として、合併と同時に市民サービスが滞りなく行われるように考慮するということでもあります。

合併時の市民サービスに混乱をきたさないようにするために、電算システムの移行や条例・規則の改正など準備作業期間を考慮する必要がございます。

また、合併の期日から新しい電算システムを稼働するためには、休日を利用して移行作業を行い、検証することが適当であると思われれます。

二つ目として、合併特例法の期限を考慮する、守るということでございます。

米印のところにありますように、今年度中、つまり17年3月31日までに関係市町村が合併の議決を得て、県知事に申請を行った場合には、平成18年3月31日までに合併すれば、合併特例法に定める財政支援など措置を受けることができるというものでございます。

三つ目は、合併の手続きに要する期間を考慮するということでございます。
県知事への合併申請した後も、県議会での議決、県知事の合併の決定、国

への届出や告示などの手続きがございますので、その期間を考慮する必要がございます。

四つ目は、年度末や年度初めは住民異動期と重なることから、事務処理が頻繁になるため避ける方が望ましいというものでございます。

以上4項目を踏まえまして、今回、合併の期日を2月27日としたのは、まず、電算システムの統合に要する期間として、最低でも10ヶ月程度かかることから、4月以降から換算しましても、合併の期日は、最短でも18年2月以降に設定する必要があることとございます。

一方で、3月に入りますと窓口業務件数が急激に増加することで、電算システムの試運転の期間と移行のためには休日後が望ましいということ、この辺のところを総合的に勘案したもので、平成18年2月27日、月曜日でございますが、そのようにしたものでございます。

以上で協議第6号の説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ないようでございますので、それでは協議に入ります。ご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) それではお諮りいたします。
合併の期日については、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、合併の期日については原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に(7)協議第7号 財産及び債務の取扱いについてご協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第7号 財産及び債務の取扱いについてであります。

1 ページ目の提案文を読み上げます。

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 3市町村の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。

2 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐ。

以上が提案内容であります。

次に2ページ目をご覧ください。

財産及び債務の現況であります。

平成15年度末現在の3市町村が所有している公有財産、車両などの財産と地方債等の債務はご覧のとおりでありまして、これらをすべて新市に引き継ぐものであります。

次の3ページ目をご覧ください。

財産区についてであります。

財産区は弘前市のみを設置され、石川財産区ほか44の財産区がございます。これもすべて新市の財産区有財産として引き継ぐものであります。

以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませんので協議に入ります。ご意見がございましたらお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) それではお諮りいたします。
財産及び債務の取扱いについては、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、財産及び債務の取扱いについては、原案のとおりとすることで確認をいただきました。

次に(8)協議第8号 慣行の取扱いについて協議をいただきます。事務局から説明してください。

事務局 協議第8号 慣行の取扱いについてであります。

まず、提案文を読み上げます。

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

市章、市民憲章、市の花・木・鳥及び宣言については、新市において検討する。

以上が提案内容であります。

2ページをお開きください。

2ページには、3市町村の市町村章、市町村民憲章、花・木・鳥及び宣言の制定状況をまとめてございます。

市町村章は3市町村ともに定めておりますが、市町村民憲章、花・鳥・木及び宣言については制定状況に差異がございます。

以上であります。

議長(会長) ただいまの説明について、まずご質問をいただきます。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、協議に入ります。どうぞご意見をお願いいたします。

(なしの声)

議長(会長) ないようでございます。それではお諮りいたします。

慣行の取扱いについて、本日の会議で確認をいただきたいと思いますが、原案のとおりでご異議ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご異議がございませんので、慣行の取扱いについては、原案のとおりということで確認をいただきました。
協議事項は以上で終了いたしました。
ここで15分休憩いたしたいと思います。

事務局長 それではここで休憩に入らせていただきます。なお再開は2時半といたします。よろしく願いいたします。

(休憩)

事務局長 時間前でございますけども、皆さんお集まりのようですので、再開させていただきます。
それでは休憩前に引き続き、協議会を再開いたします。
休憩中に資料の3と4をみなさまにお配りしてございますけれども、みなさまよろしいでしょうか。
それでは、会議の進行を会長にお願いいたします。

議長(会長) それでは次第6の平成16年度会議スケジュールについて、事務局から説明してください。

事務局 資料3をご覧ください。会議のスケジュールでございます。
1ページ目は合併協議会の開催スケジュールでございます。
事業計画のところでご説明申し上げましたとおり、協議会は3月6日までに6回予定しております。委員のみなさまは大変お忙しい方ばかりでございます。また会場の都合あるいは新市建設計画に係る青森県との協議日程等の都合であらかじめ事務局で開催日時を確定させていただきましたので、委員のみなさまにはなにとぞご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。
ちなみに第2回協議会は、来年1月16日(日)でございますが、相馬村の長慶閣での開催を予定しております。
1枚めくって2ページをご覧ください。
A3版の横もので、合併協定項目の協議スケジュールをお示ししたものでございます。
一番左が本日の第1回協議会、右側に2回、3回目となっております。
表の上の段には、その協議会で確認していただきたい事項を掲げております。また下の段の提案事項には、次回の協議会で確認する事項について、事務局から提案して、資料説明と質疑応答を受ける項目を記入しております。
具体的には第2回協議会の確認事項となっている、6議会の議員の定数及び任期の取扱いから25新市建設計画までの8項目については、本日の提案事項となっております。このあと次第7で資料4に沿って事務局から説明し、質疑応答を受けることとしております。
このスケジュールをご覧のとおり、第2回協議会以降は項目数も増え、協議会の開催時間も長くなることも想定されます。
次に3ページをご覧ください。
先ほど合併の期日につきましては、平成18年2月27日とご確認いただきましたが、3ページは協議会、市町村議会、国あるいは県の事務手続きのポイントを示した最終的な合併までの想定スケジュールでございます。
協議会の業務といたしましては、来年3月の上旬をめどに協定項目と新市

建設計画の策定に関する協議を終え、その後3市町村で合併協定書の調印となり、調印のあとに、右側の欄になりますが、市町村議会での合併の議決、そして県知事への合併の申請となります。

県知事への合併の申請のあとは、一番右側の国、県の欄になりますが、県議会の議決、県知事決定、総務大臣の告示となるものでございます。

一方3市町村では、4月以降も協議会を存続させながら、平成18年2月27日の合併に向けて、約1年をかけてさまざまな準備行うスケジュールとなっております。

会議のスケジュールについては以上でございます。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問ございませんので、今後このスケジュールで協議会を進めさせていただきます。

次に次第7の第2回協議会の協議事項に入ります。

なお、これ以降の項目については、先ほど事務局から説明いたしましたように、本日は説明とそれに関する質疑応答に留めて、協議は次回、1月16日の第2回協議会で行うことといたしますので、ご了承をいただきます。

それでは(1)協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて事務局から説明してください。

事務局

協議第9号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

まず1ページの提案文を読み上げます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 3市町村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定(以下、「在任特例規定」という。)を適用し、平成19年4月30日までの間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

2 在任特例規定を適用後の議員の定数は、34人とする。

3 在任特例規定を適用する期間における議員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬額とする。ただし、議長及び副議長の報酬の額は、弘前市の例による。

4 在任特例規定を適用する期間における議員の政務調査費は、弘前市の例による。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

2ページは議会の議員の定数、任期及び報酬等の現況であります。上から3市町村の人口、議員法定数上限、議員条例定数、議員現員数を記載しており、議員現員数は、3市町村合計で62人となっております。

次にその下の欄には議員任期、月額報酬について議長、副議長、議員ごとの額、政務調査費、1年間の報酬期末手当、政務調査費及びその合計について議長、副議長、議員ごとに示しております。

3ページをご覧ください。

3ページは新設合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

左の欄では地方自治法に基づく原則、右の欄には市町村の合併の特例に関する法律に基づく特例として、上の欄の(1)は定数特例を、下の欄には(2)に在任特例を示しております。今回の提案については、特例による下の欄、(2)の在任特例を適用とするものでございます。

4 ページをご覧ください。

4 ページは議員報酬の1年当たりの3市町村の現行報酬額との比較について示しております。

上の表は新設合併で議員の報酬を一番高い弘前市に合わせた場合における法定定数34人とした場合と、在任特例の62人の場合の現行報酬総額との比較を示しております。

下の表は新設合併で在任特例を適用し、現行の3市町村のままとした場合の現行報酬総額との比較を示しております。

5 ページをご覧ください。

5 ページは政務調査費の1年当たりの3市町村の現行総額との比較についてであります。

上の表は政務調査費を弘前市に合わせた場合における、法定定数34人とした場合と、在任特例の62人の場合の現行総額との比較を示しております。

下の表は政務調査費を廃止した場合の現行総額との比較を示しております。

以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明に対して質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

長内正宏
委員 弘前の長内でございます。
ずっと中程の最後の方で、議長及び副議長の報酬の額は、弘前市の例によると。こういうふうになっております。前段の方では岩木と相馬さんは現行の報酬だと。こういうふうになっておりまして、仮にこの額になると議長、副議長さんはかなりな額になるんじゃないかと。一般の議員の方と・・・議長と副議長の報酬の額は弘前市の例によると、こうなっておりますよね。だから私、ここを勘違いしてるのかな。
特例期間中ではないんですね。分かりました。

議長(会長) その他にご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、それでは次に(2)協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第10号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてであります。

1 ページの提案文を読み上げます。

1 新市に一つの農業委員会を置き、3市町村の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定(以下、「在任特例規定」という。)を適用し、合併後、1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 在任特例規定を適用後の農業委員会の選挙による委員の定数は、39人とする。

3 在任特例規定を適用後の選挙区の数及び各区域の委員の定数は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおりとする。

現弘前市の区域	11選挙区	30人
現岩木町の区域	2選挙区	6人
現相馬村の区域	1選挙区	3人

4 在任特例規定を適用する期間における農業委員会の委員の報酬は、現行の3市町村のそれぞれの報酬の額とする。ただし、会長、会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者の報酬の額は、弘前市の例による。

以上が提案内容であります。

つづきまして、2ページをお開きください。

2ページは農業委員会の委員の定数、任期及び報酬等の現況についてであります。

3市町村の行政区域面積は、52,360ヘクタールで農地面積は合計で15,777ヘクタールとなっております。選挙による委員の現員数は、弘前市が30人、岩木町が15人、相馬村が9人、合計で54人でございます。

選任委員を合わせた3市町村の合計は、68人となっております。部会につきましては、現弘前市のみが採用しております。

委員の任期につきましては、弘前市と相馬村が平成17年7月までで、岩木町が平成18年5月までとなっております。

表の一番下には現在の委員の報酬を年額で示してございます。

次に3ページをお開きください。

3ページは新設合併における農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてであります。

新設合併で合併後の新市に一つの農業委員会を置く場合、原則は合併関係市町村の委員は全員失職となり、政令で定める定数の40人以内で、新市設置の日から50日以内に選挙を行い、選出することとなりますが、合併特例法の在任特例を適用する場合は、合併後1年以内の範囲で定めた期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任することができるということになっております。

なお、選任委員につきましては、どちらの場合でも全員失職ということで、合併後速やかに選任することになります。

次に4ページをお開きください。

4ページは農業委員会の委員報酬1年当たりの3市町村の現行報酬総額との比較についてであります。

上の表は新設合併で委員の報酬を一番高い弘前市に合わせた場合の、法定定数の40人とした場合と在任特例の54人の場合の現行報酬額との比較を載せてございます。

下の表は新設合併で在任特例を適用し、現行の3市町村の報酬のままとした場合の現行との比較を載せてございます。

以上で協議第10号の説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明に対して質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ないようですので、それでは次に(3)協議第11号 地方税の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第11号 地方税の取扱いについてであります。

まず1ページの提案文を読み上げます。

地方税の取扱いについて、次のとおり提案する。

1 個人住民税

(1) 税率については、現行どおりとする。

(2) 納期については、弘前市の例による。

2 法人住民税

(1) 税率については、弘前市の例による。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定(以下、「不均一課税規定」という。)に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。

3 固定資産税

(1) 税率については、弘前市の例による。ただし、不均一課税規定に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。

(2) 納期については、弘前市の例による。ただし、第1期の納期については、5月1日から5月31日までとする。

4 都市計画税

(1) 税率については、弘前市の例による。ただし、不均一課税規定に基づき、合併年度及びこれに続く5年度間は現行どおりとする。

5 軽自動車税

(1) 税率については、現行どおりとする。

(2) 納期については、弘前市の例による。

6 入湯税

(1) 税率については、現行どおりとする。

(2) 課税免除の基準については、合併時に統一する。

7 鉱産税、たばこ税、特別土地保有税

(1) 鉱産税、たばこ税、特別土地保有税については、現行どおりとする。

8 税証明手数料

(1) 各種税証明手数料については、1件につき300円とする。

以上が提案内容であります。

2ページをご覧ください。

個人住民税の税率に差異はございませんが、納期については弘前市の例によります。

法人住民税は、均等割の税率は差異はないものの、法人税割に差異があるため、弘前市の例によるといたしますが、5年間の不均一課税を行うものであります。

3ページをご覧ください。

固定資産税について、まず税率であります。差異があるため弘前市の例によります。5年間の不均一課税を行うものであります。納期については、弘前市の例によります。第1期の納期を5月1日から30日とするものであります。

都市計画税については、弘前市のみが課税しており、岩木町は市街化区域を指定しておりますが、課税しておりません。相馬村は都市計画区域をしてしておらず、課税しておりません。

これらを弘前市の例によります。岩木町については5年度間は課税しないという不均一課税を行うということであり、

4ページをご覧ください。

軽自動車税については、税率に差異はなく、納期を弘前市の例によるものとします。

入湯税については、税率に差異はございませんが、日帰り客に対する課税免除基準に差異があるため、統一するものであります。

5ページをご覧ください。

税関係の証明手数料の一覧であります。

市町村により名称や金額に差異があるため、市町村においての名称を統一し、1件300円とするのもであります。

以上でございます。

議長(会長)

ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませので、それでは次に(4)協議第12号 使用料・手数料の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第12号 使用料・手数料の取扱いについてであります。
まず1ページの提案文を読み上げます。
使用料・手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。
1 使用料については、合併時は原則として現行どおりとする。
ただし、行政財産の目的外使用料や道路占用料などについては、3市町村の現行単価を基準として合併時に統一する。
2 手数料については、3市町村の現行単価を基準として合併時に統一する。
以上が提案内容であります。
今回は使用料・手数料の調整における基本原則についての提案でございます。なお、旧市町村の区域内外で格差のある使用料は、新市の区域内、区域外の区分とするものであります。個別の使用料・手数料の取扱いは、この基本原則に基づき、それぞれ担当する専門部会で調整されるものであります。
また2ページから5ページには、使用料の一覧、6ページから8ページには手数料の一覧を掲載しております。
以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ないようですので、それでは次に(5)協議第13号 公共的団体等の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第13号 公共的団体等の取扱いについてであります。
まず1ページの提案文を読み上げます。
公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。
公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。
(1) 3市町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
ただし、統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。
(2) 3市町村で独自の目的を持った団体については、原則として現行どおりとする。
以上が提案内容であります。
2ページをお開きいただきます。
一番上には、公共的団体等の定義を述べたものでありまして、行政実例によりますと、公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人であるかないかは問わないものとされております。
定義の下には、主な公共的団体等の一覧を示しております。
ページ跳びまして、5ページ目をお開きいただきます。
ここには3項目として、地方公共団体の役割について、また4項目として公共的団体等の責務について示しておりますので、参考にしていただきたい

と思います。
以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませんので、それでは次に(6)協議第14号 補助金・交付金等の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第14号 補助金・交付金等の取扱いについてであります。
まず提案文を読み上げます。
補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。
1 団体運営に係る補助金・交付金等については、合併時は原則として現行どおりとする。
ただし、各市町村で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、できるだけ早い機会に、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
2 事業に係る補助金・交付金等については、事業の目的、効果を考慮し調整する。
以上が提案内容であります。
今回は、補助金・交付金等の調整における基本原則についての提案でございます。個別の補助金・交付金等の取扱いは、この基本原則に基づき、それぞれ担当する専門部会で調整されるものでございます。
なお2ページから10ページまでは専門部会ごとに、補助金・交付金等の名称、団体運営費、事業費の別、3市町村の実施状況についての一覧を掲載しております。
以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませんので、では次に(7)協議第15号 地域審議会等の取扱いについて、事務局から説明してください。

事務局 協議第15号 地域審議会等の取扱いについてでございます。
まず提案文を読み上げます。
地域審議会等の取扱いについて、次のとおり提案する。
市町村の合併の特例に関する法律(以下、「合併特例法」という。)第5条の4の規定に基づく地域審議会は、新市において設置しない。
また、合併特例法第5条の5の規定に基づく地域自治区及び同法第5条の8の規定に基づく合併特例区についても、新市において設置しない。
以上が提案内容であります。
2ページには地域審議会等のイメージと制度概要を示しております。
地域審議会は旧市町村ごとの地域住民の意見を新市の行政に反映させることを目的としており、旧市町村単位で新市の全部または一部の区域に設置できることとされております。
地域自治区と合併特例区は、地域審議会と同様に地域住民の意見を行政に反映させるための協議会を有するほか、新市の一定の事務を旧市町村単位で分掌して行うことを目的とした地域自治組織であります。

これらの制度には、合併後は地域住民の意見が施策に反映されにくくなるのではないかと懸念をなくすことができるという共通したメリットがございますが、反面、旧市町村の区域ごとに新市の施策の引き合いとなるなど、合併後の一体的なまちづくりを進めるうえでの障害となる可能性もあり、さらに行政組織の複雑化などのデメリットもあると考えられています。

当地域の合併協議においては、議会の議員について在任特例を採用するよう提案されており、これが了承された場合には、各議員をとおして地域住民の意見を十分に反映させることができると思われるため、新市の速やかな一体性を確保するためにも、地域審議会等は設置しないことを提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長(会長) ただいまの説明について質問をお受けいたします。ご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ございませんので、次に(8)協議第16号 新市建設計画について、事務局から説明してください。

事務局

それでは、新市建設計画(素案)についてご説明申し上げます。

まず1ページと2ページをお開きいただきます。

第1章は総論でございます。

まず合併の必要性であります。人口の減少や少子高齢化の進展などの課題に的確に対応するため、広域的な視点に立って地域の将来を考え、まちづくりを進めていくことが必要となっており、これに向け3市町村による合併協議会を設置したものであります。

3ページをお開きいただきます。

計画策定の方針であります。3市町村の住民福祉の向上と地域の均衡ある発展、速やかな一体化を促進することを計画策定の趣旨として、計画の期間を平成18年度から平成27年度までの10年間とするものであります。

4ページから20ページまでは、新市の概況でございます。

まず4ページから8ページまでが位置・地勢の概況となっており、位置・地勢、気候、土地利用、地域資源について述べております。

9ページから14ページまでが人口・世帯の概況となっており、人口、年齢別構成人口、世帯数、就業人口と産業別就業人口について、これまでの推移を述べております。

15ページから20ページまでは主要指標の見通しとして、人口、年齢別構成人口、世帯数、1世帯当たり人員、就業人口、産業別就業人口について、平成27年度に向けて推計をしております。

21ページをお開きいただきます。

まちづくりの主要課題でございますが、大きく三つに整理しております。

一つ目は時代の潮流として、安心して子どもを育てることのできる環境づくりや、高齢者など誰もが社会参加し、お互い支えあいながら生活できるよう少子高齢化への対応と、行政ニーズの多様化・高度化に的確に対応していく必要があります。

二つ目は地域のまちづくり戦略であります。

地域の均衡ある発展と一体感のあるまちづくりや、伝統文化や地域の個性を尊重した特色あるまちづくりを進める必要があります。

また自然、農村、都市資源を連携させながら、産業振興による所得向上と雇用の確保を図ることや、自然環境を保全し、良好な景観づくりに努めてい

くが必要であります。

さらに災害に強く、雪に適用した生活環境や都市基盤の整備を進めていく必要があります。

23ページをお開きいただきます。

三つ目は行財政運営として、国の三位一体改革による補助金、地方交付税の削減など厳しい財政状況が予想されることから、より効果的かつ効率的な行財政運営が必要であります。

24ページをお開きいただきます。

第2章はまちづくりの基本方針でございます。

新市の目標を、「自然と生きる豊かな産業・文化都市」と掲げております。

岩木山に代表される豊かな自然を守り、自然資源や歴史・文化資源、農林業資源、都市的環境や学術研究機能を効果的に結びつけた産業振興を図るとともに、それぞれの地域がこれまで育んできた伝統や個性を生かし、市民一人ひとりがいきいきと生活できる文化の香り高い都市をめざすものであります。

25ページをお開きいただきます。

新市の目標の達成に向けて、「人とふれあい、人が輝くまち」、「伝統を大切に、文化が育つまち」、「地域資源を生かした豊かな産業のまち」、「自然と調和した潤いのあるまち」、26ページにあります、「安全で快適なあずましいまち」の5つの将来像を掲げております。

27ページから30ページまでは、土地利用と地域別まちづくりの方針についてであります。

地域別に、「自然環境ゾーン」、「農山村ゾーン」、「田園ゾーン」、「都市ゾーン」の四つに区分し、それぞれが持つ特色と地域資源を連携させ、効果的かつ効率的な整備に努めます。

また、水と緑の交流ネットワーク、観光交流ネットワークを構築し、これを生かした住民交流や観光交流に努めます。30ページはそのイメージ図となっております。

31ページの折りたたんでいるページをお開きいただきます。

第3章は重点施策でございます。まずこの体系図でご説明申し上げます。

新市の目標と将来像を実現するための優先的、重点的施策を重点施策と位置づけ、重点施策を具体化するための主な事業を主要事業として計画に掲げております。

また主要事業のうち、新市の一体性の確保と地域の均衡ある発展という観点から、特に重要なものについては、合併戦略プロジェクトとして位置づけ、具体的な事業を掲げております。

32ページをお開きいただきます。

合併戦略プロジェクトでありまして、(1)一体感のあるまちづくりプロジェクトといたしまして、8事業を掲げております。

小中学校・地域イントラネット整備事業は、小中学校と公共施設を光ファイバーでつなぎ、学習情報の交換や施設の予約利用等を実施するものであります。

学校給食センター整備事業は、新市の学校給食を段階的にセンター方式に統合するとともに、全中学校に拡大するものであります。

つがる歴史文化財保存整備事業は、弘前城跡、堀越城跡などの史跡保存整備を進めるほか、津軽歴史文化資料館を整備する事業であります。

アップルロード整備事業は、国道7号からりんご生産地帯を西回りし、岩木山に至る路線を観光ルートと位置づけ、路盤改良、歩道、休憩・眺望施設を整備するものであります。

サインナビゲーション整備事業は、観光資源への案内誘導のため、統一し

たデザインの施設誘導サイン等を整備するものであります。

防災行政無線統合整備事業は、3地域デジタル方式による一元化した防災行政無線を整備するものであります。

33ページをお開きください。

広域環状道路整備事業は、独狐地内から高屋を經由してアップルロードに接続するルートを広域環状道路として整備するものであります。

新しいまちづくり人材育成事業は、新市の将来を担う人材育成事業であります。

次に(2)地域の均衡ある発展プロジェクトとして、3事業を掲げております。

小中学校施設整備推進事業は、他地域より遅れている弘前地域の小中学校の施設や設備を計画的に整備するものであります。

下水道施設整備推進事業は、普及率が他地域より低い岩木地域の下水道整備を、計画的に推進するものであります。

住民ふれあいセンター整備事業は、相馬村役場を複合施設として整備するものであります。

34ページから40ページまでは、重点施策についてであります。

34ページは、「人とふれあい、人が輝くまち」という将来像を実現するために、二つの重点施策と8つの主要事業を掲げております。

35ページをお開きいただきます。

「伝統を大切に、文化が育つまち」という将来像を実現するために、二つの重点施策と四つの主要事業を掲げております。

36ページから37ページであります。

「地域資源を生かした豊かな産業のまち」という将来像を実現するために、四つの重点施策と11の主要事業を掲げております。

38ページをお開きいただきます。

「自然と調和した潤いのあるまち」という将来像を実現するために、二つの重点施策と四つの主要事業を掲げております。

39ページでございます。

「安全で快適なあずましいまち」という将来像を実現するために、二つの重点施策と6つの主要事業を掲げております。

40ページをお開きいただきます。

本計画の推進に向けて、二つの重点施策と4つの主要事業を掲げております。

第3章については、以上でございます。

次に41ページと42ページをお開きいただきます。

第4章は、青森県事業の推進についてであります。県事業として農道整備事業、河川改修事業、地方道路整備事業、都市計画道路整備事業など15事業を掲げております。

43ページをお開きいただきます。

第5章は公共的施設の適正配置と整備についてであります。統合整備に際しては、効率的かつ効果的な財政運営を基本とし、既存施設の有効活用や相互利用などを第1に検討するとともに、適正な住民サービスに向けた整備に努めるものであります。

続きまして、本日配布しました、第6章 財政計画について説明申し上げます。

44ページをご覧ください。

この財政計画は、弘前市、岩木町、相馬村が合併した場合の財政的見地からの検証であり、新市の財政運営が可能であるかを判断するためのものであります。

計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間となっております。

計画の構成であります。3市町村の現状のままの財政推計に、合併に伴う財政影響額等を加えて、財政計画とするものであります。

45ページをお開きいただきます。

財政推計の条件は、原則として平成16年度決算見込額をベースにしておりますが、地方交付税、臨時財政対策債については、去る12月20日に国から示された地方財政対策を踏まえて推計したものであります。

46ページをご覧ください。

3市町村の現状のままの財政推計でございます。

財政調整基金は、平成21年度から赤字に転じ、平成27年度では、17億5,100万円の赤字となっております。

47ページと48ページをお開きいただきます。

合併に伴う財政影響額等あります。

は合併に伴う主な削減経費であり、特別職、議会議員、一般職員の人件費のほか、物件費、補助費の削減を見込んでおります。

は行政サービスの向上及び住民負担の格差是正のための経費と財源であり、法人住民税等の不均一課税や生活保護等、福祉関係費などを見込んでおります。

は合併特例債事業に係る経費と財源であります。

合併特例債事業として、156億8,700万円の事業費を、新市まちづくり基金として30億5千万円の造成を見込んでおります。

その他は、合併による地方交付税の増額を見込んでおります。

以上、歳入、歳出、差し引き合計いたしまして、72億7,400万円が合併に伴って増える財政影響額などでありまして、72億7,400万円が合併に伴って増える財政影響額などでありまして。

49ページをお開きいただきます。

合併に伴う財政影響額等を一覧にしたものでございます。

50ページをご覧ください。

46ページの3市町村現状のままの財政推計と、49ページの財政影響額等を合計したものを、財政計画としたものであります。

平成27年度の財政調整基金残高は、約55億円となっておりますが、これは平成18年度以降の地方財政対策が不透明であること、また平成28年度以降に普通地方交付税が段階的に引き下げられることなどを考慮したものであります。

新市建設計画については、以上でございますが、新市建設計画の主要事業を構成する具体的事業一覧と市町村建設計画の公的位置づけの二つの参考資料を添付してございます。

以上で説明を終わります。

議長(会長)

ただいまの説明について、ご質問をお受けいたします。

藤田隆司
委員

弘前の藤田と申しますが、1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。ページでいきますと3ページの、計画策定の趣旨のところですが、いま事務局の蒔苗さんの方から説明がありましたが、新市の建設計画そのものは、地域の均衡ある発展なり、地域全体の福祉のレベルアップ、速やかに一体化を促進するということで理解をさせていただきましたが、このことはこのことでもいいのですが、新市の進むべき方向についての具体的内容については、これから基本構想、基本計画に委ねるとしてますので、この辺のどのような棲み分けをするのかということをお聞きをしておきたいと思っております。

それともう一つは、速やかにいま、新市の合併の期日が、ほぼ確定をして

いるわけですから、その後に地方自治法に基づく基本構想が策定をされ、基本計画が策定をされると思いますが、その準備期間というのはどういうふう
に・・・策定の考え方と期間というものは、どのようにいま事務局で考えて
いるのか、考えている考え方があれば、明らかにしていただきたいと思いま
す。

以上であります。

議長(会長) 事務局で考えていますか。

事務局 それでは二つのご質問に私の方からお答えをいたします。

まず一つは、先ほど新設合併ということが確認をされました。新設合併で
ありますので、新たな市ができるわけで、その新たな市の地方自治法で定め
る基本構想、あるいはそれを具体化した基本計画というのを新市が定めるこ
とになるはずです。

ただいま建設計画の素案をお示しいたしましたが、これはこの法定協議会
で決めることになります。ですから他の先行する合併した市の例などを見ま
すと、ここでまとめられた建設計画を包含する形で新市の基本構想、基本計
画というものが作られるものだろうと考えております。1点目については以
上であります。

二つ目の総合計画の策定の期間はということですが、それにつきましては
まだ私どもの方では、具体的にこうだというのは決めてございません。逆に
この場でいろいろなご議論の中から、そういう方向が出てくるのかなとい
うことを考えています。

以上であります。

議長(会長) よろしゅうございますか。
その他にご質問ございませんか。

(なしの声)

議長(会長) ご質問がございませんので、以上で第2回協議会の協議事項の説明を終わ
ります。

本日の会議は以上をもって終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

次回の協議会の予定は、1月16日、午後1時30分、相馬村長慶閣にお
いて開催しますのでよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

事務局長 本日の会議は以上をもちまして終了させていただきます。
みなさまどうもありがとうございました。